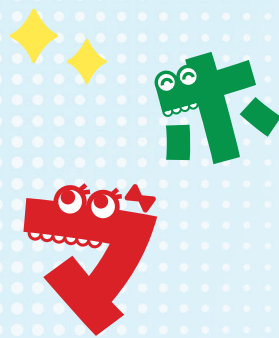




もっと自由で便利なスマホの未来へ。

スマホ法

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律



スマホ法って何？

スマートフォンは、いまや生活や仕事に欠かせない存在です。「スマホ法」は、スマホの利用に特に必要な4つのソフトウェア(モバイルOS・アプリストア・ブラウザ・検索エンジン)について、セキュリティの確保等を図りつつ、公正で自由な競争を促進するために作られた法律です。

スマホ法の規制対象事業者は？

スマホ法3条1項では、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、政令で定める規模(年度における各月の平均ユーザー数が4000万人)以上の事業者を、スマホ法の規制対象事業者として、指定するものとしています。公正取引委員会は、令和7年3月26日、**Apple Inc.、iTunes株式会社、Google LLC**をスマホ法の**規制対象事業者として指定**しました(指定事業者)。

禁止行為

- 1 取得したデータの不当な使用の禁止(5条)
- 2 アプリ事業者に対する不正な取扱いの禁止(6条)
- 3 他のアプリストアの提供妨害の禁止(7条1号)
- 4 モバイルOSの機能の利用妨害の禁止(7条2号)
- 5 他の課金システムの利用妨害の禁止(8条1号)
- 6 リンクアウト、ステアリングの制限等の禁止(8条2号)
- 7 他のブラウザエンジンの利用妨害の禁止(8条3号)
- 8 自社のソーシャルログインの利用強制の禁止(8条4号)
- 9 検索結果の表示における自社優遇の禁止(9条)

遵守義務

- 1 取得データの使用条件等の開示に係る措置(10条)
- 2 取得データの利用者に対する移転に係る措置(11条)
- 3 デフォルト設定の変更、選択画面の表示に係る措置(12条1号ロ・2号)
- 4 追加インストールの同意、アンインストールに係る措置(12条1号ハ)
- 5 仕様等の変更等の開示、期間の確保等に係る措置(13条)



違反かも?と思ったら

公正取引委員会に対する申告(15条)

スマホ法に違反する事実があると考えられる場合は、誰でもその事実に係る申告を公正取引委員会に対して行うことができます。また、指定事業者は、申告をした者に対し、申告をしたことを理由に不利な取扱いをしてはなりません。

スマホ法に違反する事実があると考えられる場合は、以下の申告フォームを御利用ください。

<https://www.jftc.go.jp/sumaho/madoguchi/shinkoku.html>



申告フォーム

気軽に
情報を寄せて
欲しいっす!



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission